



都市及びその周辺の地域における農業の振興に向けた
食と地域の交流促進対策交付金の活用について

平成23年6月

農林水産省

食と地域の交流促進対策交付金はこんな交付金です！



この交付金は、食をはじめとする豊かな地域資源を活かし、集落ぐるみの都市農村交流等を促進する取組を支援するため、平成23年度に創設された交付金です。

このうち、都市農業については、都市農地の保全や都市農業の振興を促進する各種取組や施設等の整備に対して支援を行っています。

食と地域の交流促進対策交付金【非公共】
(平成23年度予算額 1,703百万円の内数)

食と地域の交流促進集落活性化対策(都市農業の振興) 【ソフト事業:定額】

- (1) 市民農園開設のための情報・ノウハウの提供
- (2) 農業体験農園の全国的な普及を図る取組を支援
(農園開設のための研修、PR活動等)
- (3) 都市農業の振興及び都市農地保全のためのモデル的取組を支援
(例:高齢化等による労働不足を解消するための援農ボランティア育成・派遣の取組等)



農業体験農園普及に係る取組



援農ボランティアの取組

事業実施主体は集落等
公募方式により国が直接採択し支援

都市農業振興整備対策 【ハード事業:1/2以内】

都市農業の振興に必要な施設等の整備



市民農園の整備



災害時にも使用可能な井戸の整備



土留工



親水護岸の整備

事業実施主体は市町村又は民間団体
公募方式により国が直接採択し支援

食と地域の交流促進対策交付金（都市農業の振興）

都市部の現状・課題

都市部においても農業者の高齢化が進行し、担い手不足により都市農地の保全が危ぶまれている

市民農園を開設したいが開設や運営方法がわからない

農業体験してみたいという都市住民が増えている

都市住民の都市農業や地場農産物への理解が不足している



都市農業の機能や効果 に対する都市住民の理解の促進

人材育成

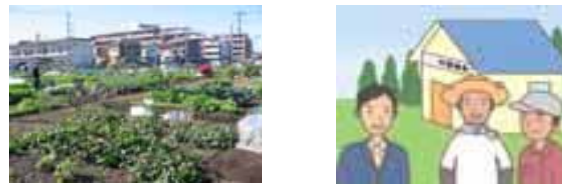
援農ボランティア等新たな担い手の育成



都市農地の保全に基づく緑地空間の確保

市民農園の開設支援

開設希望者への情報（ノウハウ）提供等



都市住民の農業体験環境の整備

都市住民の農業への理解の醸成

地場農産物の都市住民へのPR



都市農業への理解の促進

将来の姿

援農ボランティア等担い手の増加

市民農園等農業体験の機会の増加

都市農業の理解の促進
（都市部の農産物の評価の向上）

都市農地の有効活用や地場農産物
販売拡大
（目標年度に市民農園を 区画開設）

都市農地の保全と
都市農業の振興

「食と地域の交流促進対策交付金」による支援

食と地域の交流促進集落活性化対策(都市農業ソフトのイメージ)

市民農園のネットワーク化の形成

円滑な市民農園の運営のため、農園管理者と農園利用者間、さらには農園管理者及び農園利用者間同士の情報交換を目的としたネットワーク化の整備を支援。



(参加者) J A、NPO法人、農家、自治体等

農業体験農園の整備による都市農地の有効活用

都市部における農園の開設や運営に係るノウハウの提供により、農業体験農園の開設を促進する取組に対して支援。



(参加者) J A、NPO法人、農家、自治体、集落(自治会)等

地域ブランドの育成による地場農産物の販売と利用の拡大

地域農業の活性化を図るため、地域ブランド農産物を活用した商品開発等を行うとともに、都市部における土づくりや環境に配慮した栽培方法、耕作放棄地の再生等の取組に対して支援。



(参加者) J A、商工会議所、農家、自治体、集落(自治会)等

小学校等校区単位の地域を対象とした地場農産物の学校給食への利用促進

地場農産物の消費拡大を図るため、学校給食への地場農産物の利用促進を目的とした農産物集荷システムの構築に対して支援。



(参加者) J A、学校(調理員含む)、農家、集荷組織、自治体等

都市部における農業の活性化や農業体験の促進など意欲ある地域の皆さんの取組を農林水産省が応援します！

～食と地域の交流促進対策交付金(都市農業ハード)～

食と地域の交流促進対策交付金のうち都市農業振興整備対策は、都市農地の保全や都市農業の振興を促進するために必要な施設等の整備への取組に対して支援する交付金です。

都市農業の活性化

都市住民

自然にふれあい自分で作った野菜を食べたい



農作業を体験したい

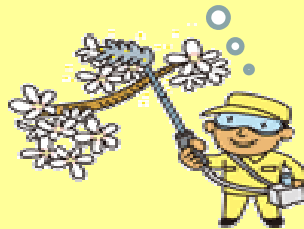


都市農業者

新鮮な農産物を食べてもらいたい



農薬散布にも気を遣うから大変だ



応援します

以下のような施設等の整備について市町村や民間団体で実施できます。



市民農園



親水護岸施設



簡易な基盤整備



防災兼用井戸



農薬飛散防止施設

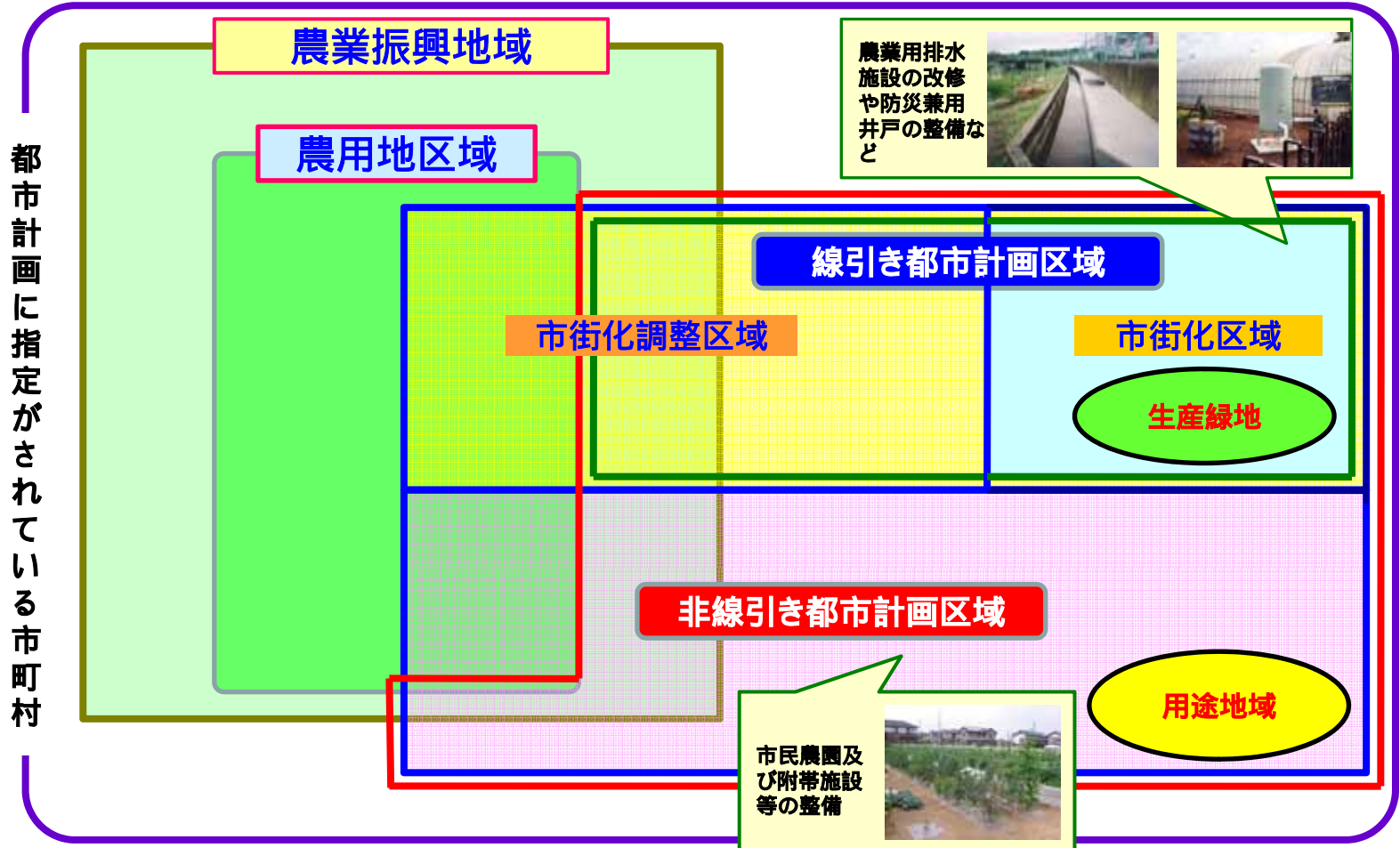
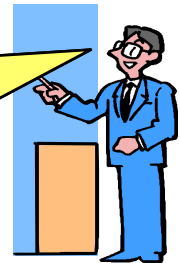


用水路の新設・改修

このほかにも都市農業の振興を図るためのメニューを準備しています。詳細は、以下のページ又は別に定める資料に記載しています。

ハード事業は、線引き都市計画区域及び非線引き都市計画区域などの区域区分等ごとに支援対象となるメニューが異なります。

おおむね10年以内に市街化を図るべき区域とされている**市街化区域**と市街化を抑制すべき区域である**市街化調整区域**、市街化区域内の農地で都市計画で定められた**生産緑地地区**、総合的に農業の振興を図ることが必要な地域として指定された**農業振興地域**とで、支援の対象となる事業が異なります。
 公募に参加する際は、**区域区分を確認して事業内容が支援対象となっているかのチェックが必要です。**



- 緑色の枠**の区域内で整備可能な施設
- 簡易な基盤整備
 - 農地の区画整理
 - 用排水路新設等
 - 簡易な施設整備
 - 農機具保管施設等
 - 防災設備整備
 - 防災兼用井戸、水路
 - 水辺環境整備
 - せせらぎ水路等
- 防災兼用井戸の整備を行う場合には、地方公共団体等と防災協力農地等の協定を結んでいることが条件。
- 赤色の枠**の区域内で整備可能な施設
- 市民農園等整備
- 生産緑地地区以外で市民農園等の整備を行う場合には、市民農園整備促進法等の認定を受けていることが条件。

問い合わせ先

交付金の対象となる施設や事業実施区域等でご不明な点がございましたら、下記の農政局等の窓口にお問い合わせ下さい。

| | |
|---|---|
| 農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課 〒100-8950 東京都千代田区籠が関 1 - 2 - 1 TEL : 03 - 3502 - 8111 (内線5448) | 農林水産省近畿農政局農村計画部農村振興課 〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 TEL : 075 - 451 - 9161 (内線2417、2421) |
| 農林水産省東北農政局農村計画部農村振興課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3 - 3 - 1 TEL : 022 - 263 - 1111 (内線4444、4185) | 農林水産省中国四国農政局農村計画部農村振興課 〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井 1 - 4 - 1 TEL : 086 - 224 - 4511 (内線2522、2521) |
| 農林水産省関東農政局農村計画部農村振興課 〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 - 1 TEL : 048 - 600 - 0600 (内線3405、3414) | 農林水産省九州農政局農村計画部農村振興課 〒860-8527 熊本県熊本市春日 2 - 10 - 1 TEL : 096 - 211 - 9111 (内線4615、4628) |
| 農林水産省北陸農政局農村計画部農村振興課 〒920-8566 石川県金沢市広坂 2 - 2 - 60 TEL : 076 - 263 - 2161 (内線3412、3423、3419) | 内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課 〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち 2 - 1 - 1 TEL : 098 - 866 - 0031 (内線83290、83293) |
| 農林水産省東海農政局農村計画部農村振興課 〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸 1 - 2 - 2 TEL : 052 - 201 - 7271 (内線2521、2519) | |